

府食第1264号 平成20年11月20日

厚生労働大臣 舛添 要一 殿

> 食品安全委員会 委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319025号をもって貴省から 当委員会に意見を求められたソルビン酸カルシウムに係る食品健康影響評価の結果は 下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項 の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

ソルビン酸及びその塩類 (ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム) のグループとして一日摂取許容量を、ソルビン酸として 25 mg/kg 体重/日と設定する。

添加物評価書

ソルビン酸カルシウム

2008年11月

食品安全委員会

目次

	頁
〇審議の経緯	3
〇食品安全委員会委員名簿	3
〇食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿	3
〇要 約	4
I. 評価対象品目の概要	5
1.用途	5
2. 化学名	5
3.分子式	5
4.分子量	5
5.構造式	5
6.性状等	
7. 評価要請の経緯	
8. 添加物指定の概要	
II. 安全性に係る知見の概要	
1. 食品中での安定性	
2. 体内動態(吸収、分布、代謝、排泄)	
(1)代謝	
(2)分布及び排泄	
3. 毒性	
A. ソルビン酸類の毒性	
(1) 急性毒性	
(2)反復投与毒性	
(3)発がん性	
(4)生殖発生毒性	
(5)遺伝毒性 B.ソルビン酸類に由来する副生成物	
6. フルビン酸類に田未りる副主成初 (1)発がん性	
(2)遺伝毒性	
C. ソルビン酸類と他の食品添加物等の相互作用	
(1)発がん性	
(2)生殖発生毒性	
(3)遺伝毒性	
4. ヒトにおける知見	
5. 一日摂取量の推計等	
(1) わが国における評価	
(2) 米国における評価	

(3) EU における評価	22
Ⅲ. 国際機関等における評価	23
1. JECFA における評価	23
2. FDA における評価	
3. EU における評価	
IV. 食品健康影響評価	
<別紙:ソルビン酸カルシウム 安全性試験結果>	
<参昭>	

<審議の経緯>

2007年3月20日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価につ

いて要請(厚生労働省発食安第 0319025 号)、関係書類の接

受

第 183 回食品安全委員会(要請事項説明) 2007年3月22日

第 58 回添加物専門調査会 2008年5月26日

2008年6月17日 第59回添加物専門調査会

2008 年 8 月 29 日第 61 回添加物専門調査会2008 年 9 月 25 日第 255 回食品安全委員会(報告)

2008年9月25日より10月24日 国民からの御意見・情報の募集

2008年11月11日 第64回添加物専門調査会

2008年11月18日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

2008年11月20日 第263回食品安全委員会(報告)

(同日付け厚生労働大臣に通知)

<食品安全委員会委員名簿>

(2007年3月31日まで) (2007年4月1日から)

見上 彪(委員長) 見上 彪(委員長)

小泉 直子(委員長代理) 小泉 直子(委員長代理)

長尾 拓 長尾 拓 野村 一正 野村 一正 畑江 敬子 畑江 敬子

本間 清一 廣瀬 雅雄

本間 清一

<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2007年9月30日まで) (2007年10月1日から)

福島 昭治(座 長) 福島 昭治(座 長) 山添 康 (座長代理) 山添 康 (座長代理)

石塚 真由美 石塚 真由美 井上 和秀 井上 和秀

今井田 克己 今井田 克己 江馬 眞 梅村 隆志

大野 泰雄 江馬 眞

久保田 紀久枝 久保田 紀久枝

中島 恵美 頭金 正博

西川 秋佳 中江 大 林真

中島 恵美 三森 国敏 林 真

吉池 信男 三森 国敏 吉池 信男

〈参考人〉

森田 明美

要約

保存料に使用される添加物「ソルビン酸カルシウム」(CAS 番号:7492-55-9) について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、ソルビン酸類等を被験物質としたものについて、反復 投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、遺伝毒性等である。

ソルビン酸カルシウムについて、毒性試験成績等はなかったが、ソルビン酸及び その他の塩類の試験成績を用いてグループとして総合的に評価することは可能と判 断した。

ソルビン酸及びその塩類の安全性試験成績を評価した結果、発がん性は認められなかった。反復投与毒性について、5.0%までの投与量の範囲内では、安全性に懸念を生じさせる特段の毒性影響は認められないと考えられた。また、生体にとって特段問題となるような遺伝毒性はないものと考えられた。

ソルビン酸の NOAEL の最小値は 5.0%(2,500 mg/kg 体重/日)と考えられることから、安全係数を 100 とし、ソルビン酸カルシウム、並びに既に我が国で使用が認められているソルビン酸及びソルビン酸カリウムのグループとして ADI を、ソルビン酸として 25 mg/kg 体重/日と設定した。

Ⅰ. 評価対象品目の概要(参照1、2、3)

1. 用途 保存料

2. 化学名(参照1、3)

和名:ソルビン酸カルシウム

英名: Calcium Sorbate CAS 番号: 7492-55-9

- 3. 分子式(参照 1、3) C₁₂H₁₄CaO₄
- 4. 分子量(参照1、3) 262.32

5. 構造式 (参照 1)

$$\begin{bmatrix} H_3C & H \\ C = C & H \\ H & C = C \end{bmatrix}$$

$$Ca^{2+}$$

$$Ca^{2+}$$

6. 性状等

本品は白色の微細な結晶性粉末で、105℃で 90 分間加熱後も色は変化しない。 (参照 1)

水溶性については 1.2%とのデータがあり、やや溶けにくい。ソルビン酸(20%で 0.15%)より高く、同ナトリウム塩(20%で 28%)、同カリウム塩(20%で 58.2%)より低い(参照 2、4)。エタノールにはほとんど溶けない(参照 1)。安定性について、ソルビン酸には昇華性があるが、ソルビン酸カルシウムには昇華性はなく比較的安定である(参照 5)。構造中に共役二重結合を 2 個有することから条件により酸化、分解、重合を受けると考えられるが、密封した褐色瓶中では比較的安定に保管できるとされる(参照 2、3)。

7. 評価要請の経緯

ソルビン酸カルシウムは、食品の保存料として、広く欧米諸国などにおいて使用されている食品添加物である。ソルビン酸より水溶性が高いが、静菌作用はソルビン酸に劣るため目的に応じて使用されると考えられる。

わが国においては、既に 1955 年に「ソルビン酸」、1960 年に「ソルビン酸カリウム」が食品添加物に指定されており、保存料として広く加工食品に使用されている。(参照 6)

厚生労働省では、2002年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

この方針に従い、ソルビン酸カルシウムについて評価資料がまとまったことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼されたものである。

8. 添加物指定の概要

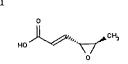
ソルビン酸カルシウムについて、チーズ、魚肉ねり製品、食肉製品、漬物、ケチャップ、スープ、たれ、つゆ、果実酒、乳酸菌飲料、果実ペースト等への使用に関する基準を定め、JECFA等を参考に成分規格について検討した上で、新たに添加物として指定しようとするものである。

Ⅱ. 安全性に係る知見の概要

1. 食品中での安定性

ソルビン酸カルシウムに関する報告はないが、ソルビン酸と比較して安定とされている (参照 5)。ただし、同様に構造中に共役二重結合を 2 個有することから 条件により酸化、分解、重合を受けると考えられる。

(1) 加熱処理による分解性



パラソルビン酸 (5-hydroxy-2-hexanoic-acid δ -lactone²) は、天然に存在し、ソルビン酸から調理により生じる可能性のある成分とされる。(参照 8)

(2) 微生物による分解

(3)食品成分との反応性

ソルビン酸は、アミン類 (参照 10、11、12、13)、亜硝酸塩 (参照 14、15)、亜硫酸塩及びチオール化合物 (参照 16) との反応、アスコルビン酸と鉄塩の共存下での酸化反応 (参照 17)が知られている。反応生成物の中には、ethylnitrolic acid ($CH_3C(=NOH)NO_2$ 、ENA)、1,4-dinitro-2-methylpyrrole (DNMP) 3 といった、遺伝毒性を示す物質があることが報告されている (参照 10、11、12、18、19)。

2. 体内動態(吸収、分布、代謝、排泄)

弱酸と強塩基の塩であるソルビン酸カルシウムは、他のソルビン酸塩類と同様にソルビン酸としてとりこまれ、十分な炭水化物の存在下では最終的には水と二酸化炭素になると予測されることから、体内動態については、ソルビン酸及び同ナトリウム塩のデータを基に、ソルビン酸カルシウムの挙動を検討することとした。

2

3

(1) 代謝

ソルビン酸は化学構造上不飽和脂肪酸であり、8-酸化機構により代謝分解される。哺乳類において十分な炭水化物の存在下では、カプロン酸 $(CH_3CH_2CH_2CH_2CH_2COOH)$ 、酪酸 $(CH_3CH_2CH_2CH_2COOH)$ あるいはクロトン酸 $(CH_3CH=CHCOOH)$ と同様に代謝され (参照 20)、最終的には水と二酸化炭素となる。空腹(飢餓)時におけるラットへの大量のソルビン酸ナトリウム(150 mg/日、アセトン換算)の投与では、一般の脂肪酸代謝と同様、ケトン体(アセト酢酸又はアセトン)を生ずる。 ω 酸化により、一部は t,t ムコン酸 4 (t,t HOOCCH=CHCH=CHCOOH) に代謝される (参照 18)。なお、ソルビン酸は 5%の食餌中濃度まで必須脂肪酸の代謝を阻害することはないとされている。(参照 18、21)

(2) 分布及び排泄

① マウス

 14 C 標識ソルビン酸ナトリウム 5 (40 ~3,000 mg/kg 体重)をマウスに強制経口投与すると、 4 日以内に 81 \pm 10 %が 4 002 として呼気中に排泄され、約 4 %が屠体に残存した。また、 24 時間以内に約 4 0.7%がソルビン酸として、 4 0.2~0.6%が 4 6 4 7 4 7 4 8 4 9 4

② ラット

 14 C 標識ソルビン酸(約 920 mg/kg 体重)を雌の SD ラットに強制経口投与すると、腸から吸収された後、 4 ~10 時間以内に 85%が 4 CO2 として呼気中に、 $^{1.4}$ %の尿素及び $^{0.2}$ %の炭酸として尿中に、 $^{0.4}$ %が糞中に排泄され、 3 3%が内部器官、 3 3%が骨格筋、その他 $^{6.6}$ %が屠体に残存した。体内に残留した大部分の活性は皮下脂肪及び脂肪組織中に見出された。また、尿中にソルビン酸は排泄されず(4 t ムコン酸については不明)、グリコーゲンの合成もみられなかった。投与量を約 4 60~1,200 mg/kg 体重としたとき、呼気への 4 0%の排泄半減期は 4 0~110分であった。(参照 4 8% 22、23、24、25、26)

⁴ ベンゼンの一代謝物であり、職業暴露、環境暴露のバイオマーカーとしてその尿中濃度を測定されることがある。(参照 27)

^{5 14} ${
m C}$ 標識ソルビン酸: ${
m 1}$ 位を ${
m ^{14}C}$ で標識されたソルビン酸を示す(以下同じ)。

③ ヒト

ソルビン酸類は、投与量の約 $0.05\sim0.5\%$ がt,tムコン酸として尿中に排泄される。ボランティア(成人(4名)及び2組の親子(4名))に、米国で使用されている2種類のソルビン酸を用いた保存食を順に2日間摂取させ、t,tムコン酸の尿中への排泄を連続的に測定したとごろ、t,tムコン酸の尿中と一ク濃度は対照のt,t0.0 倍に増大した(約t,t0.0 ng/mL)。(参照t,t0.7)

3. 毒性

A. ソルビン酸類の毒性

ソルビン酸カルシウムについて、毒性に関する試験の成績を確認することはできなかった。しかしながら、上述の通りソルビン酸カルシウムは他のソルビン酸塩類と同様にソルビン酸としてとりこまれ、十分な炭水化物の存在下では最終的には水と二酸化炭素になると考えられること(参照 18、21)、JECFAではソルビン酸カルシウムの ADI をソルビン酸、同カリウム塩及び同ナトリウム塩を含めグループとして評価していること(参照 24、28、29)から、ソルビン酸カルシウムの毒性については、ソルビン酸、同カリウム塩及び同ナトリウム塩の試験成績を用いて検討した。

(1) 急性毒性

ソルビン酸カルシウムの急性毒性に関する試験成績を確認することはできなかった。参考に、ソルビン酸及び同ナトリウム塩の単回経口投与による 50% 死量 (LD_{50}) を以下に示す。 [表 1] (参照 30)

サンプル	投与 経路	系統・性別	LD50 (g/kg 体重)	文献 番号
ソルビン酸	経口	ラット 雄	12.50	30
		ラット 雌	9.60	
ソルビン酸ナ	経口	ラット 雄	4.3	31
トリウム		ラット 雌	3.6	

[表 1] 単回経口投与試験における LD50

(2) 反復投与毒性

ソルビン酸カルシウムの反復投与毒性に関する試験成績を確認することはできなかった。ソルビン酸及び同カリウム塩に関し、以下の報告がある。

(ソルビン酸)

①マウス

発がん性試験の予備試験として行われた、雌雄の B6C3F1 系マウス(各群各 10 匹、対照群各 20 匹)にソルビン酸(0、1.25、2.5、5.0、10、20%; 0、1,875、3,750、7,500、15,000、30,000 mg/kg 体重/日6)を 14 週間混餌投与した試験においては、20%投与群で雌 1 匹が途中死亡したのを除いて全例が生存した。体重は雌雄とも用量に相関して減少する傾向を示したが、対照群での値と比較すると、20%投与群を除く雌で高値を示した。摂餌量については、群間に明らかな差を認めなかった。血清生化学的検査では、雄の 20%投与群でアルカリフォスファターゼ活性、10%投与群でリポタンパク濃度、雌雄のほぼ全投与群でチモール混濁試験値・総コレステロール濃度・アルブミン/グロブリン比・尿素窒素濃度が高値を示した。臓器重量について、雄の20%投与群を除く雌雄の全投与群に肝重量の増加と、ほぼ全投与群に精巣重量の減少を認めた。いずれの臓器においてもソルビン酸投与の影響を認めていないが、組織学的な検査成績は不明である。(参照 32)

本調査会としては、組織学的な検査成績が不明であることから、NOAELの正確な評価ができないと考える。

②ラット

雌雄のラット (各群各 5 匹) にソルビン酸 (0、0.5、1.0、2.0、4.0、8.0%; 0、250、500、1,000、2,000、4,000 mg/kg 体重/日 6) を 90 日間混餌投与した試験においては、8.0%投与群の肝臓及び腎臓について比重量の増加を認めた以外、いずれの被験物質投与群でも毒性学的変化を認めなかった。原著論文の著者は、4.0%を NOAEL としながらも、肝臓・腎臓の比重量の増加について、統計学的に有意であるが極めて軽微であり、臓器の組織学的変化もないことから、生物学的意義が少ないものと評価し、8.0%の投与によっても毒性影響が発現する可能性が極めて低いと考察している。JECFA は、本試験の結果を ADI 設定の根拠としていない。(参照 24、31、33)

本調査会としては、それらに加えて肝臓及び腎臓重量の記載がないことから、NOAELの正確な評価ができないと考える。

③イヌ

雌雄のイヌ (各群雄 2 匹、雌 1 匹) にソルビン酸 (0、4.0%; 0、1,000 mg/kg

⁶ JECFA で用いられている換算値を用いて摂取量を推定。(参照 34)

種	最終体重 (kg)	摂餌量 (g/動物/日)	摂餌量 (g/kg 体重/日)
マウス	0.02	3	150
ラット	0.4	20	50
イヌ	10	250	25

体重/日 6) を 90 日間混餌投与した試験においては、一般状態、体重、血液中へモグロビン濃度、各臓器・組織の組織学的検査結果のいずれにおいても、被験物質投与による毒性影響を認めなかった。(参照 24、31、33)

(ソルビン酸カリウム)

①ラット

雄雌のラット(各群各 5 匹)にソルビン酸カリウム(0、1.0、2.0、5.0、10%; 0、500、1,000、2,500、5,000 mg/kg 体重/日 6)を 3 ヶ月間混餌投与した試験においては、被験物質投与による毒性影響を認めなかった。(参照 24、31)

②イヌ

イヌ (各群 8 匹、対照群 4 匹、性別不明) にソルビン酸カリウム (0,1.0,2.0%;0,250,500 mg/kg 体重/日 6) を 3 ヶ月間混餌投与した試験においては、被験物質投与による影響を認めなかった。 (参照 24、31)

(3) 発がん性

ソルビン酸カルシウムの発がん性に関する試験成績を確認することはできなかった。ソルビン酸及び同カリウム塩に関し、以下の報告がある。

(ソルビン酸)

①マウス

雌雄の B6C3F1 マウス (各群各 50 匹、対照群各 75 匹) にソルビン酸 (0、2.5、5.0%; 0、3,750、7,500 mg/kg 体重/日 6)を 106 週間混餌投与し、4 週間後に屠殺した試験において、被験物質投与による腫瘍の発生を認めなかった。 (参照 32、35、36、37)

雌雄のマウス(各群各 25 匹)にソルビン酸(40 mg/kg 体重/日)を 17 ヶ月間強制経口投与した試験において、被験物質投与による腫瘍の発生を認めなかった。(参照 31、38)

雌雄の ASH/CSI 系マウス(各群雄 48 匹、雌 50 匹)にソルビン酸(0、1.0、5.0、10%; 0、1,500、7,500、15,000 mg/kg 体重/日 6)を 80 週間混餌投与した試験においては、摂取カロリーを同等にするために、コーン油とスターチの混合物(1:1)を対照群、1.0%及び 5.0%投与群にそれぞれ 10%、9%及び 5%の割合で添加した飼料が使用された。この試験では、5.0%及び 10%投与群で体重増加抑制と腎臓のわずかな肥大をのぞいて、被験物質投与による毒性影響を認めず、腫瘍の発生も認めなかった。

原著論文の著者らは、本試験における NOEL を 1.0% (1,500 mg/kg 体重/日) と評価しながらも、5.0%及び 10%投与群に認められた毒性所見が軽微であったことから、実際の NOEL がもっと高い可能性があると考察している。 (参照 26、39)

② ラット

雌雄の Wistar 系ラット (各群各 48 匹) にソルビン酸 (0, 1.5%) (雄:630 mg/kg 体重/日、雌:850 mg/kg 体重/日)、10% (雄:4,330 mg/kg 体重/日、雌:5,690 mg/kg 体重/日))を 104 週間混餌投与した試験においては、摂取カロリーを同等にするためにコーン油とスターチの混合物 (1:1) を対照群には 10%、1.5%投与群には 8.5%の割合で添加した飼料が使用された。この試験では、10%投与群において軽微な変化が肝臓・腎臓等に認められているが、感染症などの影響である可能性があり、いずれも被験物質投与による毒性変化と評価していない。

また、ソルビン酸の影響による腫瘍の発生は、認められなかった。

原著論文の著者らは、本試験における NOEL を 1.5%(雄: 630 mg/kg 体 重/日、雌: 850 mg/kg 体重/日)と評価しながらも、10% 投与群での所見には疑義があることから、実際の NOEL が 5.0% 近辺であろうと考察している。 (参照 26、40)

雌雄の F344 ラット (各群各 55 匹) にソルビン酸 (0,2.5,5.0%;0,1,250,2,500 mg/kg 体重/日 6) を混餌投与した試験において、被験物質投与による腫瘍の発生を認めなかった。(参照 37,41)

(ソルビン酸カリウム)

ラット (各群 6 匹) にソルビン酸カリウムを 0.1% (50 mg/kg 体重/日 6) 混餌投与、または 0.3% (150 mg/kg 体重/日 6) 混水にて 60 週間経口投与し、その後 40 週間経過を観察した試験においては、被験物質投与による腫瘍の発生を認めなかった。 (参照 42)

雌雄のSDラット (各群各 150 匹) にソルビン酸カリウム (0、2.5、5.0%; 0、1,250、2,500 mg/kg 体重/日 6) を 104 週間混餌投与し、その後 1 週間経過を観察した試験において、投与開始後 30 週目頃より雌の 5.0%投与群、92 週目頃より雄の 2.5%投与群に体重増加抑制が認められ、雌雄の投与群で摂餌量が減少傾向を示したが、統計学的有意差の有無に関する記載はない。血液生化学的及び血液学的検査、臓器重量、また、腫瘍の発生に関して、被験物質投与による影響を認めなかった。(参照 43、44)

本調査会としては、体重、血液生化学及び血液学的検査についての正確な